

令和3年1月26日

保護者 様

新潟市立両川小学校  
校長 中村 雅芳

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う今後の対応について

日ごろより当校の教育活動に温かいご支援をいただき、ありがとうございます。

このたび、感染症対策についての国や新潟市教育委員会からの通知等を踏まえ、子どもや教職員、学校内で感染が確認された場合の基本的な対応について、昨年7月にお知らせした内容の一部に変更がありますのでお知らせいたします。

下記の対応は、感染症の拡大を防ぎ、子ども一人一人の健康を守るため、また子どもの健やかな学びを保障していくための大切な取組となります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 学校の対応について（今後の状況などにより変わる場合があります）

##### (1) 感染が確認された場合の休校等について

これまで、一人でも感染が確認された場合、翌日から3日間臨時休校とすることにしておりましたが、国からの通知（裏面参照）等を踏まえ、感染拡大防止の観点及び子どもの学びを保障する観点から、学級閉鎖による対応を基本といたします。

- 状況により学年閉鎖や休校の措置をとる場合もあります。
- 学級閉鎖等の実施範囲や期間については、保護者の皆様に配信メールなどでお伝えします。
- 濃厚接触者等の特定やPCR検査等は保健所が実施します。
- 学級閉鎖等の期間中に消毒を行います。

##### (2) 学級閉鎖等の対象となった児童の対応について

※ 保護者の皆様には、対応について配信メールや電話でお知らせします。

#### ◆ 子ども、教職員の感染が午前中に確認された場合

- 当日、子どもは給食を食べた後、下校します。
  - ・家の鍵を持っていない等で早退することに支障のある子どもは、通常の下校時刻まで学校に残り、その後、下校します。
  - ・放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）、放課後等デイサービスに行く予定の子どもは、学校で保護者の迎えを待ちます。できるだけ早めの迎えをお願いいたします。

#### ◆ 子ども、教職員の感染が午後に確認された場合

- 通常どおりの時刻に下校となります。
  - ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービスに行く予定の子どもは、「感染が午前中に確認された場合」と同じ対応となります。

#### ◆ 来校者の感染が確認された場合

- 休校等などの取扱いについては、保健所と協議の上、決定します。

## 2 保護者の皆様へのお願い

- ・「健康観察表」の記録を継続し、お子さんの健康観察をしてください。あわせて、マスクの着用や手洗いなど基本的な感染症予防対策の徹底をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止し、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学校では子どもへの指導を続けています。偏見や、心ない言葉・態度によるいじめなどが起きることがないように、ご家庭でもお子さんへの言葉掛け、ご指導を重ねてお願いいたします。
- ・発生時における学校の対応についてのお知らせはメールにて行います（メールアドレスの登録がない保護者には電話で連絡します）。迅速に連絡を行うため、メールアドレスをまだ学校に登録されていない保護者におかれましては、ぜひ登録をお願いいたします。
- ・学級閉鎖等の期間に、保健所により濃厚接触者等の調査が行われます（校外での活動などにより他校の児童生徒との関係で調査の対象になることもあります）。調査の対象になった場合は、調査へのご協力をお願いいたします。

(参考)

○「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化次長）より抜粋

### 1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

○ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）（文部科学省）より抜粋

### 3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。
- ・また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。